
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 金融商品の時価に関する開示の検討②（全般的な開示項目）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）における金融商品に関する開示項目を、①全般的な開示項目（レベル 3 のみを対象とするわけではない開示項目）と②レベル 3 を対象とする開示項目に大別し、そのうち次に挙げる①の開示項目について、日本基準への導入の必要性を検討することを目的としている。
 - (1) 公正価値のレベル（IFRS 第 13 号第 93 項(b)）
 - (2) レベル 1 とレベル 2 の間の振替（IFRS 第 13 号第 93 項(c)）
 - (3) 使用した評価技法及びインプットの説明（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
 - (4) 評価技法の変更及びその理由（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
 - (5) ポートフォリオの例外規定（IFRS 第 13 号第 48 項）を適用する場合、その旨（IFRS 第 13 号第 96 項）
2. また、本資料の検討においては、審議事項(3)-2 で検討したように、適用対象企業について次の方向性としたうえで議論する。
 - (1) 重要性が乏しいものは注記を省略することができる。
 - (2) 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。
 - (3) 金融資産及び金融負債（又は保険契約から生じる負債）が総資産及び総負債の大部分を占める企業であって、これらの双方が事業目的に照らして重要な企業以外の企業は注記を省略することができる。

なお、四半期開示は、別途検討を行う予定である。

II. 公正価値のレベル

3. 当該開示項目については、第 380 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 9 日開催）の審議において、国際的な会計基準との整合性を図る取組みに着手する際には、次の点が必要であるとの意見が聞かれているため、これらの観点から以降の検討を行っている。

- (1) レベル区分の残高開示が、本当に有用な情報を提供していたか、又は有用な情報を把握するための入口となる情報であったかという点について議論を深めること
- (2) レベル 3 の時価に関する詳細な開示だけでなく、レベル区分の残高開示についても、コストと便益を比較衡量した詳細な検討を行うこと

レベル区分の残高情報の意義

4. IFRS 第 13 号では、公正価値について、測定に使用したインプットに基づくレベル区分を設けたうえで、レベル区分別の残高の開示を求めている。

インプットは、活発な市場における相場価格であるか否か、観察可能であるか否かという観点からレベル区分されており（下表参照）、相対的な客観性や信頼性に基づいてレベル区分されている。そのため、公正価値のレベル区分も、公正価値測定自体の相対的な客観性や信頼性を意味していると考えられる¹。

公正価値の レベル区分	使用されるインプット
レベル 1 の 公正価値	活発な市場における無修正の相場価格（レベル 1 のインプット）をそのまま用いた公正価値
レベル 2 の 公正価値	レベル 1 に含まれない直接又は間接に観察可能なインプット（レベル 2 のインプット）が重要となる公正価値
レベル 3 の 公正価値	観察できないインプット（レベル 3 のインプット）が重要となる公正価値

5. また、IFRS 第 13 号では、公正価値測定及びそれに関連する開示の首尾一貫性と比較

¹ 国際的な会計基準は、測定に使用したインプットに基づいて公正価値のレベル区分を行う理由を、次のように説明している。

- (1) 多くの回答者は、一般的に、公正価値測定に使用するインプットを優先順位付けすることは重要であり、公正価値ヒエラルキーは公正価値測定の相対的な信頼性を考慮するに当たり有益な構成概念を提供することに賛同した（SFAS 第 157 号「公正価値測定」C65 項、ASBJ 事務局による抄訳）。
- (2) 米国財務会計基準審議会が公表した財務会計基準書第 157 号「公正価値測定」（SFAS 第 157 号）は、公正価値を測定するための評価技法で使用されたインプットに関する 3 段階の公正価値ヒエラルキーに基づく開示を要求している。当審議会は、一部の財務諸表利用者から、公正価値測定へのインプットの相対的な信頼性に関する情報をより多く提供するために、IFRS 第 7 号に同様の開示要求を含めることを要請された（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」BC39A 項）。

可能性を向上させるために、公正価値測定のインプットに優先順位を設けている²。すなわち、レベル1のインプット（活発な市場における無修正の相場価格）が最優先され、レベル3のインプット（観察できないインプット）の優先順位が最も低い（IFRS第13号第72項）。

そのため、活発な市場において同一の資産又は負債が取引されている金融商品について、徐々に市場流動性が低下していく際には、レベル1からレベル2に、レベル2からレベル3に公正価値のレベル区分が変化する可能性があると考えられる。

6. したがって、時価のレベル区分自体は公正価値測定の相対的な客観性や信頼性を意味するものではあるが（第4項参照）、時価のレベル区分変更に関する情報（レベル間の振替の情報）が伴うことにより、市場流動性に関する情報を提供する可能性があると考えられる³。

財務諸表利用者にとっての有用性

7. 財務諸表利用者に対するアウトリーチでは、レベル区分の残高開示について、主に次のような意見が聞かれている。財務諸表利用者は、総じて、レベル3の残高情報の有用性を指摘しており、その背景として、第6項に掲げた相対的な客観性や信頼性及び市場流動性に関する理由が挙げられていた。
 - (1) レベル3とそれ以外の区分は重要であり、レベル3の残高は、市場流動性の低いもの、時価の取得が困難であるもの（利用可能性の低い情報に基づき評価された商品）の残高の把握に使用する。
 - (2) レベル3に区分される金融商品は、レベル1やレベル2に比較して、流動性が低く、測定値の信頼性も低いため、将来における価格変動リスクが大きい可能性があると考えられる。
 - (3) 金融危機直後は、レベル3に分類された有価証券の残高や当該残高の自己資本に対する比率を金融機関の間で比較していたが、最近では、欧米の銀行も含めレベル3の残高が少なくなっており、レベル3の残高を確認する程度にしかレベルご

² なお、IFRS第13号では、関連するインプットの入手可能性及びその相対的な主観性は、適切な評価技法の選択に影響を及ぼすかもしれないが、公正価値のレベル区分に優先順位を付けるのは評価技法へのインプットであり、評価技法ではないとされている（IFRS第13号第74項）。また、特定の評価技法がある状況では他の状況よりも適切となる可能性があり、IFRS第13号は評価技法のヒエラルキーを含んでいないとされている（IFRS第13号BC142項）。

³ ただし、レベル間の振替は、必ずしも市場流動性の変化に由来するものではない。

との公正価値の残高情報を利用していない。

- (4) レベル3の商品が増加していることが理解できると、その商品の出口戦略について、企業と対話する契機になると考えており、また残高の推移が理解できると、企業との対話の後でも出口戦略に対する進捗を確認することが可能となると考えている⁴。
- (5) 企業分析上、レベル1とレベル2を区別して企業の価値評価に差をつける実務はないと考えられ、レベル1とレベル2を区分することに注力するより、レベル3の開示の作成に注力されるべきである。
- (6) レベル区分に基づく開示は、2007年夏のサブプライム危機、2008年のリーマンショックからグローバル金融危機に至る過程で、機関投資家が自己の保有する株式を発行する企業のリスク、特に当該発行企業が保有する証券化商品やデリバティブに係わる市場リスクを評価するにあたって、必要不可欠な情報を提供したと考えている。

財務諸表作成者にとっての追加的負担

- 8. 財務諸表作成者に対するアウトリーチでは、レベル区分の残高開示に関する追加的な負担について、総じて、市場が活発か否かの判断、入力数値が観察可能であるか否かの判断、入力数値が重要か否かの判断、ブローカーから時価を取得する際の評価、及びプロセスやシステム対応について、負担がかかる可能性があるとしていた。ただし、適用初年度の移行コストは相応に高いものの、実務を確立すれば継続的なコストは大きくないと考えられるものがあるとの意見もあった。
 - (1) 市場が活発か否かの判断の行使について相応の負担がある可能性がある。
 - (2) 日本基準における「合理的に算定した価額」が国際的な会計基準におけるレベル2又は3のいずれに該当するかを検証するには相応の負担がかかると考えられる。
 - (3) モデルに使用しているインプットの重要性判定を行う時期、頻度によっては、当該判定にかかる負担が大きくなる可能性がある。
 - (4) ブローカーから時価を取得するような店頭取引の債券について、取引量の充分性の評価が困難となる可能性がある。
 - (5) レベル区分導入時には社内規程の見直し、レベル別残高を管理するための新たな

⁴ 当該意見は、第122回金融商品専門委員会において専門委員から聞かれた意見である。

システム構築、部署間の連携方法の見直し等が必要となると考えられる。

- (6) 適用初年度の移行コストは相応に高いものの、実務を確立すれば継続的なコストは大きくないと考えられる。

分析及び提案

(時価のレベル区分の有用性)

9. 時価のレベル区分の残高情報は、第一義的には、時価の相対的な客観性や信頼性に関する情報が含まれ、またレベル間の振替の情報を伴った場合、市場流動性に関する情報を提供する可能性がある。
10. 財務諸表利用者は、前項の観点から時価のレベル区分の残高情報を分析に使用しており、特にレベル3の残高の推移をモニタリングし、追加的な分析や企業との対話を開始する契機として用いていることが聞かれている。また、企業との対話において判明した出口戦略が計画通りに進捗しているかを確認するためにもレベル3の残高の推移を確認していることが聞かれている（第7項参照）。
11. このように、時価のレベル区分の情報は、時価の相対的な客観性や信頼性が低下する金融危機時のみならず、残高の推移のモニタリング等、平時においても様々な用途に使用することが可能であり、財務諸表利用者が分析等に用いる有用な情報を提供していると考えられる。

(コストと便益の比較)

12. レベル区分の残高情報を開示することの便益（第7項参照）とコスト（第8項参照）については、次の観点から、レベル区分の残高情報の開示にはコストに見合う便益がある可能性があると考えられる。
- (1) レベル区分の残高情報は、時価に関する開示の中心となる開示であり、時価の信頼性及び客観性に関する情報を提供する⁵。また状況によっては、市場流動性に関する情報を提供する可能性があること
- (2) レベル区分を行うにあたり、適用初年度の移行コストは相応に高いものの、実務

⁵ これまでの審議過程において、バーゼル規制の開示が代替的な情報を提供する可能性が指摘されたものの、これは特定の業種の特定の商品にしか開示が義務付けられていない。

を確立すれば継続的なコストは大きくないものがある可能性があること

- (3) 国内外を問わず IFRS を適用している企業で広く開示されている項目であり⁶、当該項目を開示しないことが、財務諸表の国際的な信頼性又は会計基準の信頼性の観点から、問題を生じさせる可能性があること

(事務局からの提案)

13. 以上の分析から、第 2 項の適用対象企業を前提として、時価の開示について国際的な会計基準との整合を図る取組みにおいてレベル区分の残高開示を求めることが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

時価の開示について国際的な会計基準との整合を図る取組みにおいてレベル区分の残高開示を求める事務局の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

III. その他の全般的な開示項目⁷

レベル 1 とレベル 2 の間の振替

14. IFRS 第 13 号では、当該開示項目の目的は、財務諸表利用者が、企業の将来の流動性リスクを分析に織り込むこと、及び企業の公正価値測定の相対的な主観性の程度を分析することができるように、市場及び取引活動（企業又は他者の）の変化を評価するのに役立つ情報を提供することであるとされている（IFRS 第 13 号 BC212 項）。
15. 本開示項目は、第 5 項に示したように、レベル区分の残高情報とともに用いることにより、市場流動性に関する情報を提供し得るものであるため、開示項目として重要であると考えられ、日本基準においても、当該項目の開示を求めることが考えられる。
16. また、IFRS 第 13 号では、レベル 1 とレベル 2 の間の振替に関して、レベル間の振替

⁶ 我が国の IFRS 任意適用企業（大半が非金融業）及び海外の IFRS 適用企業（金融業及び非金融業）の年次財務諸表においては、公正価値に関するレベル別の残高をほとんどの企業が開示している。

⁷ ここで検討するそれぞれの開示項目について、我が国の関係者に対するアウトリーチでは、特段の意見は聞かれていない。

時点⁸の方針の開示も求められている。当該開示は、レベル間の振替時点について柔軟な方法を実務で認めるものについて開示するものであり追加的なコストがかかるわけではなく、一方、レベル間の振替が起こったとみなす時点によって振替の金額が異なるため、当該開示は重要な情報であると考えられる。そのため、レベル間の振替の開示を求める場合には、レベル間の振替時点の方針の開示も求めることが考えられる。

使用した評価技法及びインプットの説明

17. 現行の日本基準においても時価の算定方法の開示は求められているものの（企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第4項(1)、評価技法とインプットの両方を明示した定めはない。当該情報は時価算定の前提条件として重要であるほか、追加的な作成コストは限定的であると考えられるため、使用した評価技法及びインプットの説明の開示を求めることが考えられる。

評価技法の変更及びその理由

18. IFRS 第13号では、公正価値を測定するために用いる評価技法は、変更が適切な場合を除き、首尾一貫して適用しなければならないとされている（IFRS 第13号第65項）。また、評価技法又はその適用の変更により生じた改訂は、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、会計上の見積りの変更として会計処理しなければならないとされている（IFRS 第13号第66項）。

そのうえで、開示項目として、評価技法に変更があった場合には、当該変更の旨及び変更の理由を開示することが求められている（IFRS 第13号第93項(d)）。

19. 現行の日本基準では、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第18項において、会計上の見積りの変更を行った場合には会計上の見積りの変更の内容等を注記するとされている。
20. 評価技法の変更により、時価が大きく異なる可能性があるため、金融商品時価開示適用指針の改正において評価技法の変更に係る開示項目を明示することが考えられる。

⁸ IFRS 第13号では、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日、報告期間の期首、報告期間の末日が例示されている（IFRS 第13号第95項）。

ポートフォリオの例外規定を適用する旨

21. IFRS 第 13 号では、資産又は負債の会計単位は公正価値測定を要求又は許容している IFRS に従って決定するとしているものの (IFRS 第 13 号第 14 項)、市場リスク又は相手先の信用リスクが相殺しあうポジションを有する金融資産及び金融負債のグループを会計単位とするポートフォリオの例外規定を設けている (IFRS 第 13 号第 48 項)。当該開示項目は、当該例外規定を使用するという会計方針の決定を行う場合には、その旨の開示を求めるものである。
22. ポートフォリオの例外規定を適用することにより、対象となるポートフォリオの時価が大きく異なる可能性があるため、会計方針の開示として、当該例外規定を適用する旨の開示を日本基準としても求めることが考えられる。

事務局からの提案

23. 以上から、第 2 項の適用対象企業を前提として、次のその他の全般的な開示項目については、開示を求めることが考えられるがどうか。
 - (1) レベル 1 とレベル 2 の間の振替
 - (2) 使用した評価技法及びインプットの説明
 - (3) 評価技法の変更及びその理由
 - (4) ポートフォリオの例外規定を適用する場合、その旨

ディスカッション・ポイント

その他の全般的な開示項目に関する事務局からの提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上

別紙：IFRS 第13号における開示に関する規定（抜粋）

開 示

- 91 企業は、財務諸表利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を開示しなければならない。
- (a) 当初認識後に財政状態計算書において経常的又は非経常的に公正価値で測定される資産及び負債については、評価技法及び当該測定を作成するのに用いたインプット
 - (b) 重大な観察可能でないインプット（レベル3）を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が当期の純損益又はその他の包括利益に与える影響
- 92 第91項の目的を満たすために、企業は以下のすべてを考慮しなければならない。
- (a) 開示要求を満たすのに必要な詳細さのレベル
 - (b) さまざまな要求のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか
 - (c) どの程度の集約又は分解を行うべきか
 - (d) 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするかどうか
- 本基準又は他の IFRS に従って行われる開示が第91項に掲げる目的を達成できない場合には、当該目的を達成するのに必要な追加情報を開示しなければならない。
- 93 第91項の目的を満たすために、企業は、少なくとも、次の情報を、当初認識後に財政状態計算書において公正価値（本基準の範囲に含まれる公正価値を基礎とする測定を含む）で測定される資産及び負債のクラス（資産及び負債の適切なクラスの決定に関する情報は、第94項参照）ごとに、開示しなければならない。
- (a) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、報告期間末の公正価値測定、及び非経常的な公正価値測定について、当該測定の理由。資産又は負債の経常的な公正価値測定とは、他の IFRSにより各報告期間末に財政状態計算書において認識することが要求又は許容されている公正価値測定である。資産又は負債の非経常的な公正価値測定とは、他のIFRSにより特定の状況において財政状態計算書で測定することが要求又は許容されている公正価値測定である（例えば、企業が売却目的保有の資産を、当該資産の売却コスト控除後の公正価値が帳簿価額よりも低いために、IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って、売却コスト控除後の公正価値で測定する場合）。
 - (b) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル1、2又は3）
 - (c) 報告日現在で保有している資産又は負債のうち経常的に公正価値で測定されるものについて、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2との間のすべての振替、その振替の理由及び、レベル間の振替がいつ生じたとみなすかの決定に関する企業の方針（第95項参照）。各レベルへの振替は、各レベルからの振替とは区別して開示し説明しなければならない。
 - (d) 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明。評価技法に変更があった場合（例えば、マーケット・アプローチからインカム・アプローチへの変更や、追加的な評価技法の使用）には、企業は、その変更の旨及び変更の理由を開示しなければならない。公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については、企業は、公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報を提供しなければならない。企業が公正価値を測定する際に定量的な観察可能でないインプットを作成していない場合には、この開示要求に従うための定量的情報を作成する必要はない（例えば、企業が過去の取引又は第三者の価格付け情報を修正なしに利用する場合）。しかし、この開示を提供する際に、企業は、定量的な観察可能でないインプットのうち、公正価値測定に重要で、企業が合理的に利用可能なものを無視することはできない。
 - (e) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、期首残

高から期末残高への調整表（以下に起因する当期中の変動を区別して開示）

- (i) 当期純利益に認識した利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されている純損益の中の表示科目
 - (ii) その他の包括利益に認識した利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されているその他の包括利益の中の表示科目
 - (iii) 購入、売却、発行及び決済額（これらを区別して開示）
 - (iv) 公正価値ヒエラルキーのレベル3へのすべての振替又はレベル3からのすべての振替の金額、それらの振替の理由、及びレベル間の振替がいつ生じたとみなすのかの決定に関する企業の方針（第95項参照）。レベル3への振替は、レベル3からの振替とは区別して開示し説明しなければならない。
- (f) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、純損益に含まれている(e)(i)の当期の利得又は損失の合計額のうち、報告期間末現在で保有している資産及び負債に関連する未実現損益の変動に起因する額、及びそれらの未実現損益が認識されている純損益の中の表示科目
- (g) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定額について、企業が用いた評価プロセスの説明（例えば、企業が評価の方針及び手続をどのように決定し、各期の公正価値測定の変動をどのように分析しているかなど）
- (h) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、
- (i) こうした測定のすべてについて、観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明（それらのインプットを異なる金額に変更すると、公正価値測定が著しく高くなったり低くなったりする可能性がある場合）。それらのインプットと公正価値測定に使用される他の観察可能でないインプットとの間に相互関係がある場合には、企業は、それらの相互関係と、それが観察可能でないインプットの変動が公正価値測定に与える影響をどのように増幅又は軽減させる可能性があるのかの説明も提供しなければならない。この開示要求に従うためには、観察可能でないインプットの変動に対する感応度の記述的説明に、少なくとも、(d)に従う際に開示した観察可能でないインプットを含めなければならない。
 - (ii) 金融資産及び金融負債について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合には、企業は、その旨を記述し、それらの変更の影響を開示しなければならない。企業は、合理的に考え得る代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示しなければならない。この目的上、著しいかどうかは、純損益及び資産合計又は負債合計（公正価値の変動がその他の包括利益に認識される場合には、資本合計）について判断しなければならない。
- (i) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、非金融資産の最有効使用が現在の用途と異なる場合には、企業はその旨及び当該非金融資産が最有効使用と異なる方法で使用されている理由を開示しなければならない。
- 94 企業は、資産及び負債の適切なクラスを、以下に基づいて決定しなければならない。
- (a) 当該資産又は負債の性質、特性及びリスク
 - (b) その公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル
- クラスの数、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については増やす必要があるかもしれない。それらの測定は不確実性と主観性の程度が大きいからである。公正価値測定に関する開示を提供すべき資産及び負債の適切なクラスの決定には、判断を必要とする。資産及び負債のクラスは、財政状態計算書で表示される表示科目よりも細分する必要がある場合が多いであろう。しかし、企業は、財政状態計算書に表示されている表示科目への調整が十分にできるような情報を提供しなければならない。他のIFRSが資産又は負債のクラスを定めている場合、企業は、そのクラスが本項の要求に合致していれば、そのクラスを本基準で要求している開示を提供する際に使用することができる。
- 95 企業は、第93項(c)及び(e)(iv)に従って公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じ

たとみなすかの決定に関する方針を開示し、それに首尾一貫して従わなければならない。振替を認識する時期に関する方針は、そのレベルへの振替とそのレベルからの振替について同じでなければならない。振替の時期の決定に関する方針の例としては、次のようなものがある。

- (a) 振替を生じさせた事象又は状況の変化の日
 - (b) 報告期間の期首
 - (c) 報告期間の末日
- 96 企業が第48項の例外措置を使用するという会計方針の決定を行う場合には、その旨を開示しなければならない。
- 97 財政状態計算書において公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されている資産及び負債の各クラスについて、企業は、第93項(b)、(d)及び(i)で要求している情報を開示しなければならない。ただし、第93項(d)で要求している公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的な開示を提供することは要求されない。このような資産及び負債については、企業は本基準で要求している他の開示を提供する必要はない。
- 98 公正価値で測定され、分離不可能な第三者の信用補完とともに発行されている負債について、発行者は、その信用補完の存在及びそれが当該負債の公正価値測定に反映されているかどうかを開示しなければならない。
- 99 企業は、本基準が要求している定量的開示を表形式で表示しなければならない。ただし、他の様式の方が適切な場合を除く。

(参考) IFRS 第 13 号における開示項目

開示項目	公正価値で測定する項目						公正価値で測定せず、公正価値を開示する項目		
	経常的			非経常的			L1	L2	L3
	L1	L2	L3	L1	L2	L3			
報告期間末日現在の公正価値	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
当該測定の原因				✓	✓	✓			
公正価値ヒエラルキーのレベル	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ヒエラルキーにおけるレベル間の振替	✓	✓	✓						
ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じたかの決定に関する方針	✓	✓	✓						
使用した評価技法及びインプットの記述		✓	✓		✓	✓		✓	✓
評価技法の変更とその理由		✓	✓		✓	✓		✓	✓
重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報			✓			✓			
期首残高から期末残高への調整表（振替に関する情報を含む）			✓						
純損益に認識した未実現利得・損失			✓						
評価のプロセス及び方針の記述			✓			✓			
観察可能でないインプットの変化に対する感応度（説明的記述）			✓						
合理的に考え得る仮定の変更に対する感応度（定量的、金融商品のみ）			✓						
最も有効使用が現在の用途と異なる場合の理由（非金融資産のみ）	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ポートフォリオの例外を適用する旨	✓	✓	✓						